

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月12日

【四半期会計期間】 第84期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 森尾電機株式会社

【英訳名】 MORIO DENKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 泉 泰 一

【本店の所在の場所】 東京都葛飾区立石四丁目34番1号

【電話番号】 (03)3691 3181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 木 下 寛

【最寄りの連絡場所】 東京都葛飾区立石四丁目34番1号

【電話番号】 (03)3691 3181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 木 下 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第84期 第2四半期 連結累計期間
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
売上高	(千円)	3,752,590
経常利益	(千円)	172,486
親会社株主に帰属する 四半期純利益	(千円)	64,016
四半期包括利益	(千円)	11,390
純資産額	(千円)	3,431,512
総資産額	(千円)	7,969,477
1株当たり四半期純利益金額	(円)	4.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	(円)	
自己資本比率	(%)	43.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	52,657
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	52,362
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	424,571
現金及び現金同等物の 四半期末残高	(千円)	450,846

回次		第84期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	2.77

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 当社は第1四半期連結累計期間より、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度の経営指標等については記載していません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

当社は、第1四半期連結会計期間において、非連結子会社でありましたMorio USA Corporationの重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。

上記に伴うセグメント区分に変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により、景気は緩やかな回復基調にあるものの、中国経済の下振れリスクや地政学的リスクなどによる国内景気への影響が懸念され、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは積極的な受注活動を展開した結果、当第2四半期連結累計期間のうち、売上高は37億52百万円となり、受注高は30億98百万円となりました。

セグメント別業況は、次のとおりであります。

[電気機器製造販売事業]

電気機器製造販売事業の売上高は36億77百万円となり、受注高は30億98百万円となりました。

主力の鉄道関連事業につきましては、主に国内通勤近郊電車等の車両需要向けを中心に受注活動を展開した結果、売上高は29億77百万円となり、受注高は19億82百万円となりました。

自動車関連事業につきましては、各高速道路会社等に対し車載標識車を中心とする受注活動を展開した結果、売上高は5億9百万円となり、受注高は9億79百万円となりました。

船舶等関連事業につきましては、防衛省関連等への出荷を中心に受注活動を展開しましたが、売上高は1億90百万円となり、受注高は1億36百万円となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業につきましては、各賃貸マンションが堅調な売上を維持しており、売上高は75百万円となりました。

利益につきましては厳しい価格競争の中、製造コスト及び固定費の削減に努めた結果、当第2四半期連結累計期間の営業利益は1億70百万円、経常利益は1億72百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は64百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、45億88百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金が6億90百万円、受取手形及び売掛金が21億8百万円、棚卸資産が17億17百万円となっております。

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、33億80百万円となりました。その主な内訳は、建物及び構築物(純額)が17億17百万円、投資有価証券が12億円となっております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における総資産は、79億69百万円となりました。

負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、33億89百万円となりました。その主な内訳は、支払手形及び買掛金が12億97百万円、短期借入金が16億4百万円となっております。

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は、11億48百万円となりました。その主な内訳は、長期借入金が8億円となっております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、45億37百万円となりました。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における株主資本は、28億95百万円となりました。その主な内訳は、資本金が10億48百万円、資本剰余金が8億97百万円、利益剰余金が10億19百万円となっております。

当第2四半期連結会計期間末におけるその他の包括利益累計額合計は、5億36百万円となりました。その主な内訳は、その他有価証券評価差額金が5億23百万円となっております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、34億31百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、4億50百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は52百万円となりました。

この主な要因は、収入については税金等調整前四半期純利益1億72百万円、減価償却費98百万円、売上債権の減少額1億33百万円、棚卸資産の減少額1億94百万円等であり、支出については、仕入債務の減少額4億25百万円、法人税等の支払額74百万円等により、キャッシュ・フローが増加したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は52百万円となりました。

この主な要因は、支出について有形固定資産の取得による支出14百万円、無形固定資産の取得による支出37百万円等により、キャッシュ・フローが減少したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は4億24百万円となりました。

この主な要因は、収入については長期借入れによる収入が1億円であり、支出については短期借入金の減少額が3億89百万円、長期借入金の返済による支出が68百万円、配当金の支払額が41百万円等により、キャッシュ・フローが減少したことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電装品メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が2)に記載する本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

2) 基本方針実現のための取り組み

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は主に受注生産により事業を行っているため、主力の鉄道営業部門では国内・海外車両の代替需要及び新規需要の影響を大きく受けます。したがって、経済環境による収益への影響を抑えるために、一貫生産体制の推進及び顧客のニーズを的確に捉えた製品供給を通じて、生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでおります。具体的には、竜ヶ崎事業所工場棟の老朽化した機械設備を順次計画的に最新鋭のものに更新してまいります。さらに空調装置の全面更新、照明のLED化等により作業環境の大幅な改善を図り、生産性の向上を実現してまいります。

また、国内の鉄道車両産業が成熟化するなかで、今後は海外鉄道事業への関わりがますます大きくなってまいりますので、引き続き海外鉄道車両案件への対応力の一層の向上に取り組んでまいります。その一環として、平成25年（2013年）8月に開設した米国現地法人の稼働を推進し、平成27年（2015年）3月に現地生産品の納入が始まりました。

平成24年（2012年）3月には創業100周年記念事業の一環として、旧本社の再開発計画に着手しました。本社社屋は平成25年（2013年）12月に完成し、本社社屋を本社事務所と賃貸住宅の共用建物として建替えました。このことにより、不動産賃貸事業の強化と収益の安定化を図ることができました。また、本社社屋は省エネルギー・省メンテナンス効果を考慮し、環境性能の高いLED照明を全面導入することにより、環境へ配慮した建物となっております。

当社は、これからも「ものづくりへのこだわりと誇り」を持った企業を目指し、社会のニーズに応え続ける企業として、業界屈指の伝統と保有する高度な技術の融合を図り、高い品質と優れたサービスの提供を追求してまいります。そして、公共性・社会性・ユーザーとの信頼関係を基盤に、「A&S(Amenity & Safety)の森尾電機」として社会の発展に貢献できるよう、中長期的な視点に基づいた企業価値最大化を目指して努力してまいります。

また、当社の取締役会は社外取締役1名を含む取締役7名の構成となっております。運営面では、構成員である各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保し、その効果を得ております。

さらに取締役会が適正かつ効率的に業務執行機能を発揮できるように、取締役の責任を明確化し権限を強化することで、事業運営上重要な事項について常勤役員による迅速な意思決定ができる体制を採用しております。取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的にチェックする体制が図られている等、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月11日付取締役会決議及び同年6月28日付定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続し、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、同年6月26日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成27年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.morio.co.jp/>）に掲載する平成27年5月8日付プレスリリースをご覧ください。

3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

2) に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、2) に記載した本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができることとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は11百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,000,000
計	57,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,250,000	14,250,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株 あります。
計	14,250,000	14,250,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年9月30日		14,250,000		1,048,500		897,272

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社森尾商会	神奈川県川崎市麻生区上麻生 2 - 19 - 10	1,150	8.07
川崎重工業株式会社	東京都港区海岸 1 - 14 - 5	895	6.29
日本車輛製造株式会社	愛知県名古屋市熱田区三本松町 1 - 1	758	5.32
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木 2 - 3 - 11	657	4.61
セントラル警備保障株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1 新宿NSビル	650	4.56
森尾電機さつき会	東京都葛飾区立石 4 - 34 - 1 森尾電機(株)内	608	4.27
中西電機工業株式会社	兵庫県明石市大久保町松陰字石ヶ谷1127	552	3.87
森尾電機自社株投資会	東京都葛飾区立石 4 - 34 - 1	392	2.75
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台 3 - 9	308	2.16
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	220	1.54
計		6,192	43.45

(注) 上記のほか当社所有の自己株式493千株(3.47%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 493,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,711,000	13,711	
単元未満株式	普通株式 46,000		
発行済株式総数	14,250,000		
総株主の議決権		13,711	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれておりません。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式947株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 森尾電機株式会社	東京都葛飾区 立石4-34-1	493,000		493,000	3.5
計		493,000		493,000	3.5

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
 (平成27年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	690,846
受取手形及び売掛金	2,108,456
商品及び製品	179,378
仕掛品	873,459
原材料及び貯蔵品	664,629
繰延税金資産	57,073
その他	14,797
流動資産合計	4,588,641
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	2,836,918
減価償却累計額	1,118,988
建物及び構築物(純額)	1,717,930
土地	38,340
その他	537,406
減価償却累計額	380,127
その他(純額)	157,278
有形固定資産合計	1,913,550
無形固定資産	
投資その他の資産	192,834
投資有価証券	1,200,736
その他	73,715
投資その他の資産合計	1,274,452
固定資産合計	3,380,836
資産合計	7,969,477

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
 (平成27年9月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	1,297,777
短期借入金	1,604,928
未払法人税等	74,168
賞与引当金	144,000
その他	268,962
流動負債合計	3,389,837
固定負債	
長期借入金	800,883
繰延税金負債	231,171
その他	116,072
固定負債合計	1,148,127
負債合計	4,537,964
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,048,500
資本剰余金	897,272
利益剰余金	1,019,544
自己株式	70,142
株主資本合計	2,895,174
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	523,194
為替換算調整勘定	13,143
その他の包括利益累計額合計	536,337
純資産合計	3,431,512
負債純資産合計	7,969,477

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	3,752,590
売上原価	3,105,680
売上総利益	646,910
販売費及び一般管理費	1 476,077
営業利益	170,832
営業外収益	
受取利息	68
受取配当金	7,695
受取補償金	9,066
雑収入	4,504
営業外収益合計	21,334
営業外費用	
支払利息	19,297
為替差損	383
営業外費用合計	19,680
経常利益	172,486
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	172,486
法人税、住民税及び事業税	67,431
法人税等調整額	41,038
法人税等合計	108,469
四半期純利益	64,016
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	64,016

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	64,016
その他の包括利益	
其他有価証券評価差額金	52,623
為替換算調整勘定	3
その他の包括利益合計	52,626
四半期包括利益	11,390
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	11,390
非支配株主に係る四半期包括利益	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成27年4月1日
至平成27年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	172,486
減価償却費	98,124
固定資産除売却損益(は益)	0
賞与引当金の増減額(は減少)	2,000
役員賞与引当金の増減額(は減少)	20,000
受取利息及び受取配当金	7,763
その他の営業外損益(は益)	226
支払利息	19,297
売上債権の増減額(は増加)	133,347
たな卸資産の増減額(は増加)	194,745
その他の流動資産の増減額(は増加)	65
仕入債務の増減額(は減少)	425,066
その他の流動負債の増減額(は減少)	8,505
未払消費税等の増減額(は減少)	40,424
その他	884
小計	135,844
利息及び配当金の受取額	7,763
利息の支払額	16,228
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	74,722
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,657
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	240,000
定期預金の払戻による収入	240,000
有形固定資産の取得による支出	14,978
無形固定資産の取得による支出	37,414
投資その他の資産の増減額(は増加)	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	389,265
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	68,412
リース債務の返済による支出	25,692
自己株式の取得による支出	165
配当金の支払額	41,035
財務活動によるキャッシュ・フロー	424,571
現金及び現金同等物に係る換算差額	335
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	424,611
現金及び現金同等物の期首残高	865,090
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	10,368
現金及び現金同等物の四半期末残高	450,846

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、Morio USA Corporationの重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
(追加情報)	
<p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法を適用いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法を適用いたします。加えて、四半期純利益等の表示の適用及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の適用を行っております。</p> <p>当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法を適用しております。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。</p> <p>なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額ははありません。</p>	

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給料手当	152,963千円
賞与引当金繰入額	48,561千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金	690,846千円
預入期間が3か月を超える定期預金	240,000千円
現金及び現金同等物	450,846千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	41,270	3	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	電気機器 製造販売事業	不動産 関連事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高					
外部顧客への売上高	3,677,415	75,175	3,752,590		3,752,590
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,677,415	75,175	3,752,590		3,752,590
セグメント利益	215,330	38,905	254,236	83,403	170,832

(注) 1. セグメント利益の調整額 83,403千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 83,403千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4円65銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	64,016
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	64,016
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,756

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月6日

森尾電機株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 塩 信 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 島 緑 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森尾電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森尾電機株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。